

# 平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月20日(火)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	7
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第23号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第24号)	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件(議案第25号)	7
○日程第7、平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件(議案第26号)	7
○日程第8、一般質問	29
○議長の挨拶	31
○管理者の挨拶	32
○閉会の宣告	32

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第25号

平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月15日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 平成28年12月20日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成28年12月20日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (12名)

1 番	出	雲	敏 太 郎	議 員	2 番	持	田	敏	明	議 員
3 番	内	田	達 浩	議 員	4 番	小	川	直	志	議 員
5 番	杉	田	恭 之	議 員	6 番	柴	田	文	子	議 員
7 番	齊	藤	芳 久	議 員	8 番	鈴	木	友	之	議 員
9 番	藤	原	建 志	議 員	10 番	藤	野		登	議 員
11 番	高	田	克 彦	議 員	12 番	飯	田		恵	議 員

不応招議員 (なし)

## 平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成28年12月20日（火曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成28年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

日程第 4 議案第23号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第24号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第26号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件

日程第 8 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	内田達浩	議員	4番	小川直志	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	柴田文子	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	鈴木友之	議員
9番	藤原建志	議員	10番	藤野登	議員
11番	高田克彦	議員	12番	飯田恵	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
会計管理者	小田茂喜	事務局長	加藤裕之
次長	宇津木優明	副参与 (兼総務課長 事務取扱)	高山淳
副参与	田村勉	業務課長	中田真一
業務課長	岡本義徳	業務課長	岸俊之
建設課長	菊地征一	建設課長	関根一樹
維持管理課	飯田清貴	維持管理課長	安原仁

事務局職員出席者

書記	大沢嘉史	書記	戸口義也
書記	橋本直明		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 小川直志議長 おはようございます。現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

- 小川直志議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のために、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重審議をいただきまして、本定例会が無事に終了できますようご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。



◎管理者の挨拶

- 小川直志議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本年度も第3・四半期を迎えようとしておりますが、引き続き普及率向上に向け、面整備を行い、鋭意努力いたしているところでございます。議員皆様におかれましては、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件のほか3件でございますが、ご提案申し上げます予定でありました議案、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、構成市との均衡が図られていないことにより、今期定例会での議案提出を見送りましたことをご報告申し上げます。

以上、本組合運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げます。よろしくお願いたします。



### ◎議事日程の報告

○小川直志議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○小川直志議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

2番 持田敏明 議員

3番 内田達浩 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○小川直志議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎諸報告

○小川直志議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、監査委員より、平成28年8月分から10月分にかかわる現金出納検査の結果の報告及び平成28年度定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

## ◎日程について

○小川直志議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第23号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第7、議案第26号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件までを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



## ◎議案第23号～議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小川直志議長 日程第4、議案第23号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第7、議案第26号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第23号から議案第26号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第23号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。国及び埼玉県に準じ、介護休暇の期間について、3つの期間に分割して取得できることとする等について、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第24号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。本組合では人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、国及び埼玉県の給与改定に準じ、また坂戸市、鶴ヶ島市を初め他団体との均衡を考慮しつつ、職員の給与について所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります。下水道使用料金につきまして、下水道事業の健全な財政運営と負担の公平性を図るため、下水道使用料で賄うべき経費に対する使用料の充当率を引き上げる等所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第26号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ501万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を53億2,608万9,000円にしようとするものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、職員の給与条例の改正及び本年度の人事異動等により、過不足が生じているため、所要の調整を行うことといたしました。

歳出に見合う財源といたしましては、構成市負担金及び諸収入にて措置することといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○小川直志議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営についての申し合わせ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第4、議案第23号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑を行います。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第24号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。通告によって質疑をさせていただきます。

議案第24号でございますが、こちらの全体での影響額はいかほどになるか伺いたいと思います。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

今回の人事院勧告に伴います本組合の全職員38人の平均給与月額、1人当たり570円の増額となりまして、改定率は0.17%となっております。また、期末・勤勉手当は、全職員38人の平均で、1人当たり年間約4万3,000円の増額となるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 よろしいですか。

〔「了解しました」の声〕

○小川直志議長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、通告に従いまして5点質疑をさせていただきます。

まず、1点目は、使用料改定時期についてということで、このタイミング、ここでやるこの時期的なものがということと、2点目は、使用改定期間ということで、4年間とした根拠、理由です。

それから、3点目は、不明水についてお伺いしたいと思います。これは、不明水の処理費用は誰が負担するのかということと、不明水率というのですか、の実績というか、過去の状態がどうであったかと。ここでは、いわゆる処理量全体との不明水との割合、そしてそれに伴う、不明水に公費がどれぐらい費やされたかと、公費負担額はということです。

それから、4番目は、水道料金と下水道使用料との比較についてということで、比率的にはどういうふうになるのかと。それから、比率算定のそもそもの理由ということでございます。

それから、5番が、改定後の県内の順位についてということで、類似団体との比較と、処理料を頂戴しているところですが、その辺の説明をいただければでございます。

それでは、まず1点目に、使用料改定時期についてということで、なぜこのタイミングでということと質疑をさせていただきます。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

国土交通省監修の日本下水道協会出版「下水道使用料算定の基本考え方」によりますと、使用料見直しの時期は一般的に3年から5年とされておりまして、そのため、平成22年5月の改定から5年を経過いたしました平成27年10月に、下水道事業運営審議会に対しまして、下水道事業の運営についてを諮問いたしました。諮問に対し、平成28年1月に、受益者による負担の公平化を進めるためにも、組合唯一の自主財源である現行使用料の検討が必要であるとの答申が出されたため、引き続きまして平成28年4月、下水道使用料についてを諮問いたしまして、全体改定率15.7%とする等の使用料改定に関する答申が出されたところでございます。

本組合といたしましても経費回収率100%が理想であると考えておりますが、平成27年度決算で75.8%でございます。不足分の24.2%を構成市負担金という、下水道未整備地区の市民も納めている税金で賄っているという不公平感の是正に向けて、使用料の改定案を提出させていただくものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 杉田議員。

○5番(杉田恭之議員) それでは、2問目の質疑ということで、この4年間にした根拠をお願いいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

下水道使用料算定期間の根拠でございますが、下水道使用料は日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなりますことから、一般的に3年から5年程度が適当とされておるところでございます。本組合におきましては、現在の事業認可期間が平成32年度まででございますので、平成29年度から平成32年度までの4年間で算定期間として設定をさせていただきました。

以上でございます。

○小川直志議長 5番、杉田議員。

○5番(杉田恭之議員) 了解いたしました。

それでは、3問目の不明水についてでございますけれども、本事業の中で少なからず不明水があるかと思えます。このまず1点目は、不明水の処理費、これの負担について伺います。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

本組合の計画下水量は、設計指針の定めに基づきまして、生活排水や工場排水のほかに、地下水等が原因の不明水についても、10%から20%の範囲で污水管への流入はやむを得ないものとして、日最大汚水量原単位の15%を見込んでございます。また、総務省から、「計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する経費は公費負担とする」との下水道線り出し基準が通知されているところでございます。

以上のことから、不明水処理費のうち15%までは使用料対象区域として使用者の負担となり、15%を超える分については公費負担としておるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 杉田議員。

○5番(杉田恭之議員) 大分理解はいたしました。それでは、4問目の質疑に移ります。

水道料金と下水道使用料との比較ということで、おおむね水道を100としたときに、下水道の処理費というのですか、使用料は約80ぐらいというふうに言われておりますが、この辺の比率を、そもそもどういふふうな形でこういう数値のところに定まったかということで伺います。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

水道料金と下水道使用料の比率についてでございますが、水道につきましては、一般家庭で多く使用されております口径20ミリを使用した場合としまして、使用水量につきましては、2カ月100立米以下の使用者を一般家庭と想定しまして算出した平均使用水量、2カ月30立米を使用した場合で比較のほうをさせていただいております。この場合、水道料金につきましては4,362円に対しまして、改定後の下水道使用料は3,218円となりまして、上下水道で合計7,580円となるところでございます。

ご質問の比率ということでございますが、下水道使用料につきましては約7割の割合となるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 杉田議員。

○5番(杉田恭之議員) 5番、杉田恭之でございます。4番はおおむね了解をいたしました。

それでは、最後の質疑で、県内順位ということで、全員協議会でその辺の詳細な資料をただいま頂戴したところでございますが、この改定に至った場合に、その料金設定の、だから少し順位が上がるということで伺っております。複雑な要因も絡んでいると思いますけれども、端的にわかりやすく、そもそもこういうことが原因なのでということで順位が上がるといようなことで、確認の意味で、わかりやすくまたご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

改定した場合の埼玉県内の順位につきましては、県内には現在54団体、55使用料体系がございます。今回の改定案で1カ月20立米使用した場合の下水道使用料につきましては、消費税8%込みで2,300円となりまして、適用予定の平成29年6月1日現在で想定しました順位につきましては、上位から10番となるところでございます。

この単価の設定につきましては、運営審議会などで検討しまして、その答申に基づきまして設定した単価でございます。結果的にこういった順位になったということで理解しているところでございます。

以上でございます。

〔「了解しました」の声〕

○小川直志議長 次に通告いただきました、3番、内田達浩議員。

○3番(内田達浩議員) 3番、内田達浩です。議長の許可をいただきましたので、議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして質疑をいたします。

質疑は全部で3項目でございます。1点目、改定案について、2点目、使用料単価について、そして最後3点目が流域下水道への加入についてお聞きをいたします。

1点目、改定案についてでございますが、提案されている平均改定率及び経費回収率の算定根拠についてお示しをお願いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

まず、改定率及び経費回収率等の算定につきましては、消費税率10%の延期に伴いまして、平成31年9月まで税率8%で見直しをしてございます。これを踏まえまして、本案における改定率の根拠でございますが、下水道使用料算定期間につきましては、組合の事業認可期間が32年度まででございますので、その期間に合わせまして、平成29年度から平成32年度までの4年間といたしました。

この間の汚水処理費見込み額9億9,300万円、有収水量見込み5,200万立米に対しまして、使用料収入は66億6,000万円、使用料単価を1立米当たり150円から8%換算で148.2円に減少する見込みとなりますので、使用料収入は77億600万円と算出されておりますので、改定後の77億600万円を改定前の66億6,000万

円で割りますと、平均改定率が15.7%となるものでございます。また、同様に、使用料単価1立米当たり150円から8%換算で148.2円に減少する見込みでありますので、使用料対象経費に対する使用料収入の割合である経費回収率は、改定後の使用料収入77億600万円を汚水処理費見込み額89億9,300万円で割りますと、経費回収率は85.7%となる見込みでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 内田議員。

○3番(内田達浩議員) それでは続いて、今回経費回収率86.3%を目標にしておりますけれども、それでもなお不足する分はどのようにするのかをお伺いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、経費回収率85.7%を見込んで使用料の改定をするものでございます。残りの14.3%につきましては、従来どおり構成市からの負担金を充当させていただくものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 3番、内田議員。

○3番(内田達浩議員) わかりました。

続いて、今後の改定時において、経費回収率を100%を目標にするというお考えはあるのかお伺いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

下水道事業の健全な運営を図るため、受益者負担の原則に基づき、汚水処理費を100%使用料で賄うことが原則でございますが、今回経費回収率が100%となるよう改正を行った場合、平均改定率は約34%となります。下水道利用者の方々への負担が激増いたしまして、市民生活に大きく影響することが予想されますことから、下水道事業運営審議会の答申のとおり、急激な値上げではなく、まずは月20立米を使用し、3,000円、1立米当たり150円で算定されました、経費回収率85.7%を目標とすることが適切であると考えたところでございます。

将来の使用料の検討につきましても、できるだけ市民の声を反映させたものとなりますよう、審議会に諮問をいたしまして、答申を得た上で、議会のほうへもご相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○小川直志議長 3番、内田議員。

○3番(内田達浩議員) おおむねわかりました。次に、2点目に移ります。

使用料単価についてでございます。使用料単価は、使用者から徴収した使用料、使用料収入を徴収に当たり算定した有収水量で割った1立方当たりの単価でございますが、今回改定の根拠としている使用料単価1立方当たり150円は、どこから来たものなのかお伺いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

使用料単価の根拠でございますが、平成18年に総務省から出されました、今後の下水道財政のあり方に関する研究会報告書におきまして、下水道事業における使用料については、基本は汚水処理経費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金や住民の負担額等を勘案し、当面の間は、全国平均として月3,000円の水準をめどに適正化を図っていくべきとする報告が出されております。

この報告のように、下水道事業の健全な運営を図るため、受益者負担の原則に基づき、汚水処理費を100%使用料で賄うことが原則でございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、仮に今回経費回収率100%の改正を行った場合、平均改定率は約34%となりまして、市民の方々への負担が激増することが予想されますことから、審議会の答申にもありますとおり、急激な値上げではなく、まずは月に20立米使用して3,000円、1立米当たり150円を目標とすることが適切であるとしたところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 3番、内田議員。

○3番（内田達浩議員） わかりました。

それでは、3点目、最後の質問でございますが、組合は独自の処理場を持って事業運営をしている単独公共下水道でございます。お隣の川越市や鶴ヶ島市の一部は、県の流域下水道に加入している現状がございます。坂戸、鶴ヶ島下水道組合も流域下水道に加入することが可能であれば、構成団体との連携や維持管理費等の削減が図られると思っておりますが、ご見解をお尋ねをいたしまして最後の質問といたします。

○小川直志議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

本年度埼玉県下水道局へ流域下水道への加入について相談いたしましたところ、新たに流域の処理場増設や、流入させるための幹線整備、組合現有施設を撤去し、それまでに受け入れした用地費等国庫補助金の返還等を要するため、加入が可能である場合でもハードルは高いとの回答をいただきました。さらに、埼玉県としては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合だけではなく、近隣の日高市、東松山市、毛呂山町等、現在流域下水道に加入していない市町を含めた総合的な判断が必要であるとのことでございました。したがって、流域下水道への加入につきましては、引き続き調査、研究してまいりたいと考えております。

○小川直志議長 次に通告をいただきました、11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田克彦です。議案第25号につきまして、5点にわたってお尋ねいたします。

ただいまも質疑がありましたが、不明水について。それから、2番目に、2つの処理場があり、金がかかるとしておりますが、その点について。それから、3番目として、遠隔地の下水開発費について。4番目、組合下水と流域下水の混在の矛盾について。5番目、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の工事は公共事業であるということについて。

まず、1番目の不明水について。値上げの算定基礎に入っているわけですが、外すべきであると、算定の根拠に入れるべきではない、このように思いますが、見解はいかがですか。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

不明水につきましては、使用料対象経費として計画地下水量15%を見込んでございます。その算定基礎につきましては、下水道施設計画を立案するに当たっては、急速な人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化を勘案いたしまして、特に計画汚水量は処理場計画や管路計画の施設規模に大きく影響するため、適正な予測を行うことが必要でございます。計画汚水量は、家庭汚水量、工場排水量及び地下水量から構成されておりまして、地下水量につきましては、地中で汚水管渠に自然に浸入をしてくる地下水量のことで、設計指針におきまして、家庭汚水、日最大汚水量の10%から20%を見込むこととされておりまして、組合ではその中間値でございます15%を採用しております。

なお、計画を超える不明水処理費につきましては、国が定める下水道事業繰り出し基準によりまして、公費で負担することとされておるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） ただいまそのような回答がありましたけれども、そもそも不明水というのは一体何だということです。私たちの下水の使用料、これは78%しかお金にかえられない。あとの約22%は不明水だと。いわゆる下水道の言葉で言うと有収率というのですか、いわゆる料金で徴収される本当の我々の下水のお金は78%ぐらいということです。あとの不明水22%、これまで使用料で市民に負担させるのはおかしいと。なぜなら管の設置は全て下水道組合でやっているわけです。それから、ご家庭につながる接続管、これも市民には関係のないわけです。なぜなら、下水を入れるときに、組合が指定する指定業者に頼んでやってもらうわけです。どこに市民の責任があるのですか。どこに使用料として、それを徴収しなければならないのか説明を願いたい。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、設計指針におきまして、家庭汚水、日最大汚水量の10%から20%を見込むことという規定がございますので、組合ではそちらに従いまして、その中間値であります15%を使用料対象経費としておるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） それでは説明がつかないのです。これは、私にとってみると答弁不能としか思えないと、このように思います。

2つ目、2つの処理場があつて金がかかるといふことではありますが、この2つの処理場というのは北坂戸処理場と石井水処理センター、この2つで、北坂戸処理場は相当経年劣化し、経費もかかっている。こういう点からいくと、一刻も早い廃止が必要であると思うのですが、見解についてお尋ねします。

○小川直志議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

本組合では、平成13年度の全体計画見直しにおいて、将来北坂戸水処理センターを廃止し、石井水処理センターへ統合させる構想が出されました。したがって、現在北坂戸水処理センターでは老朽化が進み、機器等の修繕費用が増大する中で、石井水処理センターと統合とすることを予定しておりますので、

必要最低限の修繕のみを行い、費用の節減を図っております。

統合する最大の理由といたしましては、水処理センターを1つにまとめ、ランニングコストを圧縮するためであります。ただし、北坂戸水処理センターを廃止するためには、石井水処理センター水処理施設の4系整備が必要となりますので、3系整備完了後、早期に建設に着手したいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 北坂戸水処理場についても、市民には関係のないことなのです。こういうものはお金がかかって、そういう経費を、値上げ、下水道料金に反映させるということ自体が間違っていると。その点はどうですか。

○小川直志議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○小川直志議長 再開いたします。

菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 現在北坂戸水処理センターでは、先ほども申し上げましたが、老朽化が大変進んでおりまして、機器等の修繕費用は増大はしてございますが、石井水処理センターとの統合することを予定していることを念頭に、必要最低限の修繕のみで経費の費用の節減は図っているところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） この点については、市民の責任ではないのだということです。いわゆる両市の管理の責任なのだ、このことはよく覚えておいてもらいたい。それを下水道料金に反映させていくということ自体が間違っていると。私には答弁不能としか思えないと。

それから、遠隔地の下水開発費について、遠隔地の下水工事は個々の市民には無関係のことなのですが、その点についてはどういう見解ですか。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

下水道が整備され、そこから発生いたします汚水の排除、処理に係る費用については、原則として下水道を利用している使用者からいただく下水道使用料で賄うこととされております。これは、汚水を排除し、快適な生活ができる人が特定されているため、利益を受ける人が公平に経費を負担すべきであるという受益者負担の原則に照らし、公費で負担すべき経費を除き、使用料で賄うべきであるとの考えによるものでございます。

このような考えの中、平成18年度の国の地方財政措置におきまして、下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の公的役割が大きいことから、汚水処理に係る経費の一部を公費で負担するとの見直

しが行われたところでございます。本組合におきましても、今回の改定に際しまして、使用料対象経費のうち資本費の3割につきましては、使用料対象経費から除きまして、公費負担とするなどの措置を講じてございます。

いずれにいたしましても、本組合が実施しております下水道事業は、坂戸都市計画下水道事業で事業計画を策定し実施してございますので、区域内の事業費につきましては、繰り返しになりますが、受益者負担の原則に基づき、公費負担分を除き、使用料で賄うべきものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） この問題は、非常に矛盾があるわけです。例えば市民が大挙して、ある地域の人が全然関係のない下水道本管工事、この負担まで求められるのはおかしいと集団訴訟したらどうなるのだという問題も含んでいるわけです。例えば鶴ヶ島市の外れから、入西、今開発が盛んに進んでおりますけれども、ああいう地域の公共下水道の工事を何で負担しなければならぬのだと、こういうことになるわけです。こうした問題も今後十分検討してもらいたいと思います。

それから、組合下水と流域下水の混在の矛盾という点です。料金差が約700円あるのです。鶴ヶ島の松ヶ丘、南町ですね、あそこは広域下水道が入っています。そこは、たしか1,566円です。こちらの坂戸、鶴ヶ島下水道組合の料金は2,300円ですか、こういうことで、700円以上の料金差があると。これは大きな矛盾なのです。

これは、両市の、坂戸と鶴ヶ島の市の責任において、この料金差は300円ぐらいの程度に納めると、こういうふうにしなれば、こういう事実を知ることによって、多くの市民は黙っていないと私は思うのですが、その辺はどういう見解なのか。こういう部分は両市の負担で賄っていくと、300円なら300円という範囲内に抑えと、そして矛盾の拡大をしないと、こういう立場が必要だと思うのですが、いかがですか。

○小川直志議長 菊地建設課長、答弁。

○菊地征一建設課長 お答えいたします。

鶴ヶ島市南町松ヶ丘地区の川鶴団地は、川越鶴ヶ島土地区画整理事業として、当時の住宅都市整備公団により昭和52年に事業着手されたもので、その汚水排水処理については行政区域外となり、近接の流域下水道へ流入させる計画とされ、関係機関協議を経て事業が完了したものと伺っております。また、五味ヶ谷地内の富士見ハイツについても、昭和52年より民間から川越市に施設等が移管され、関係機関の協議により、平成5年に流域下水道で処理する方針決定があったと聞いております。これらの区域の下水道事業に当組合は関知しておりません。一方、それ以外の鶴ヶ島市の下水道は、当組合が管理運営をしている現状でございます。

したがって、鶴ヶ島市には異なる都市計画下水道事業が存在することから、使用料体系も異なるものと認識しております。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） そういう歴史的な経過があるということについては、私も承知はしているのですが、だからこそ両市の公費負担、これで金額差を埋めると、矛盾が広がらない、こういうふうにするのが管理者、副管理者の責任だと思うのです。そんな過去の話、いきさつを持ってきたって、回答にはならな

いということです。もう一度答弁願いたいと思います。

○小川直志議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○小川直志議長 再開いたします。

高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

使用料の差に関しましては、それぞれの団体におきます使用料対象経費の額、経費回収率の設定等に応じて変動いたしますことから、単純に比較はできないものでございますが、当組合に関しましては、水処理センターが2カ所ございますので、使用料対象経費は高い傾向となっておりますのでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 答弁にならないので、管理者、答弁願います。

○小川直志議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○小川直志議長 再開いたします。

石川管理者、答弁。

○石川 清管理者 それは、昔いろいろ相談して決めたと思いますので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合としては口を出せないのではないかなと思うのです。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 最後の5番目に入りますが、いずれにしても今のこうした大きな矛盾については答弁不能もいいところです。そこに行政の責任をきちっと持ってもらいたいということです。

それから、最後の、坂戸、鶴ヶ島下水道組合のこうした工事というのは公共事業であるということで、ここに、25号の提案理由の中に「負担の公平化を図るため」、このように言っております。負担の公平化というのは、どこに対して公平なのですか、お尋ねします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

当組合の提供いたします公共サービスは、広く市民の皆様から徴収した下水道使用料により賄うのが原則でございますが、下水道を利用する方にサービスが特定されるものについて、全て構成市負担金で賄い

ますと、サービスを受ける方と受けない方との間に不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の方に、受益の範囲内で下水道使用料を負担していただくことを基本的な考えとしております。国土交通省が監修しております、日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」におきましては、使用者は原則として、下水道整備等に要する費用のうち私費で負担すべき部分について、その受益等に応じて適正な費用を負担することとされておりまして、独立採算制の原則が適用されているところでございます。

一方で、平成18年度の国の地方財政措置におきまして、下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の公的役割が大きいことから、汚水処理に係る経費の一部を公費で負担するとの見直しが行われました。本組合におきまして、今回の改定に際し、使用料対象経費のうち資本費の3割につきましては、使用料対象経費から除きまして公費負担とするなど措置を講じておるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 今の坂戸、鶴ヶ島下水道組合の管理者、副管理者は、国の動向を見て料金を決めると。どっちを向いているのだと。本当に腹が立ちます。国の動向というのは、総務省自治財政局地域企業経営企画室で150円にしなさいと、1立米150円にしなさいと言ったら、そのとおりに値上げの議案を出してきている。それから、全国財政課長市町村担当課課長合同会議、そこでも150円に引き上げなさいと。そのとおりやっていると。市民に目線を合わせるのではなくて、上の指示に、私の言葉で言えば唯々諾々と従っていると、こんな組合でいいのかということです。

それから、あわせて言うておきますと、坂戸も鶴ヶ島も市街化区域と調整区域があります。調整区域は、原則として公共下水道は入らない。市街化区域は入ると。そこに負担の公平性を求めるという言い方なのですが、市街化区域に住む人たちの固定資産税、両市合わせて88億円あるのです。その大半は市街化区域の固定資産税です。それから、市街化区域だけに徴収される都市計画税、これは両市合わせて約11億円あるのです。それから、公共下水道を「引きますとね」皆さんは経験があると思いますけれども、宅地の面積に応じてお金を払わなければならない。そして、接続負担金を払わなければならない。

こういうことで、その公平性以上のものを市街化区域の人たちは払っている。その上に下水道料金ですから。それが値上げされる。とんでもない話なのですが、こういう点からいって公平性というのは、議論が貫徹できないと思うのですが、いかがですか。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

当組合の平成27年度決算におきます経費回収率は75.8%でありまして、不足分の24.2%は、構成市負担金という、下水道未整備地区の市民も納めている税金で賄っている状況でございます。下水道事業の健全な運営を図るため、受益者負担の原則に基づき、不公平感の是正に向けて、下水道事業運営審議会答申のとおり、使用料の改定案を提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

〔「認められませんが、終わります」の声〕

○小川直志議長 続きまして、6番、柴田文子議員。

○6番(柴田文子議員) 6番、柴田文子です。議長の許可をいただきましたので、議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について質疑をいたします。

質疑は3項目ございます。1点目は、基本使用水量の廃止について、2点目は一般家庭への影響について、3点目として県内他団体の動向についてお聞きいたします。

初めに、1点目の基本使用水量の廃止についてであります。今回の改正では基本使用水量を廃止することですが、その理由について改めてお伺いいたします。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

基本使用水量の廃止の理由についてでございますが、基本使用水量制につきましては、使用水量を設定し、その水量までは一律の基本使用料とするものでございます。本組合としましては、これまで1カ月10立米までを一律の基本使用料としておりましたところ、このことは、1カ月1立米使用した場合でも10立米使用した場合につきましても、下水道使用料は同じとなりますので、少量排水者の節水努力が反映されないこととなります。近年節水意識の高まりが見られる中、これらを考慮しまして、基本使用水量を廃止しまして、1立米から従量使用料とすることで節水努力が反映される使用料体系としたところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 6番、柴田議員。

○6番(柴田文子議員) 2回目の質問ですが、今まで基本使用料に含まれていた10立米以下の使用者の世帯はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

基本使用料に含まれていた1カ月10立米までの使用者の世帯数についてでございますが、平成27年度決算におきましては、全体で約5万5,000世帯のうち約2万1,000世帯が対象となっているところでございまして、割合としましては全体の4割弱という割合となっているものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 6番、柴田議員。

○6番(柴田文子議員) 続いて、2点目の一般家庭への影響についてお伺いいたします。

主婦としては、どれくらい値上げになるのかというのが具体的に気になるところなのですが、今回下水道使用料が値上げとなると、平均的な一般家庭では金額的にはどの程度の差が生じるのでしょうか、お伺いいたします。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

平均的な一般家庭における使用料改定に伴う差額についてでございますが、2カ月100立米以下の使用者を一般家庭と想定して平均使用水量を算出しますと、平均使用水量は1世帯当たり2カ月で約30立米となるところでございます。2カ月30立米使用した場合の使用料改定の影響額についてでございますが、消費税8%を含んだ現行使用料2,862円に対しまして、改定案では3,218円となりますので、2カ月で税込み356円の増額となるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 6番、柴田議員。

○6番(柴田文子議員) 2回目の質問ですが、ただいまの答弁にありました、一般家庭とした2カ月で100立米以下の使用者の世帯はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

一般家庭としまして2カ月100立米以下の使用者の世帯数についてでございますが、平成27年度決算におきましては、全体で約5万5,000世帯のうち約5万4,000世帯が対象となりまして、割合といたしましては、全体の約98%の割合がこの100立米以下の使用者の世帯数となっているところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 6番、柴田議員。

○6番(柴田文子議員) 続いて、3点目の県内他団体の動向についてお伺いいたします。

今回下水道組合の下水道使用料が値上げとなると、県内の順位が10番目となることですが、現在開会中の埼玉県議会12月定例会におきまして、流域下水道の維持管理に要する経費の市等の負担額の値上げの議案が提出されていると聞きました。県内の他の団体は、その流域下水道の負担額の値上げを含め、使用料改定に向けた動きは把握していらっしゃるかお伺いいたします。

○小川直志議長 中田業務課長、答弁。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

県内の他団体の使用料改定に向けた動向についてでございますが、柴田議員さんのおっしゃるとおり、現在埼玉県議会の12月定例会におきまして、流域下水道への負担金値上げの議案が提出されているところでございます。県内54団体、55使用料体系がございますが、そのうち46団体が流域下水道へ接続されているところでございます。そのうち6団体につきましては、今年度に流域負担金の値上げを含めた使用料改定を行っているところでございます。その他の団体につきましても、流域下水道への負担金を含めた、負担増を含めた使用料改定の動向があるということは伺っているところでございます。さらに、立米単価150円を目指した改定を検討している団体も、調査により伺っているところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 続きまして、通告順に8番、鈴木友之議員。

○8番(鈴木友之議員) 8番、鈴木友之です。ただいま議題となっております議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件に対し質疑を行います。

私の通告は3点であります。1点目、県内下水道使用料について、2点目、下水道整備基金について、3点目、下水道使用料の考え方についてであります。1点目の埼玉県内下水道使用料については、これまでも質疑答弁がされておりますので、取り下げを行い、下水道整備基金についてから質疑を行ってまいります。

まず、下水道整備基金についてですが、本組合では基金ということで下水道整備基金がございしますが、この保有方法についてお伺いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

本組合では、水処理センター各施設の緊急修繕等の整備に備えるため、下水道整備基金を設置しており、平成28年度末現在高見込みでは約8億300万円でございます。坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道整備基金設置条例第3条第1項で「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利に方法により保管しなければならない」とされておりますことから、指定金融機関である埼玉りそな銀行へ定期預金で預け入れをしてございまして、不測の事態においても早急に現金化できるよう保管しておるところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 修繕、整備に備えて、指定機関である埼玉りそな銀行へ定期預金で預け入れをしているということですが、基金残高、この過去5年、どのように推移をしているのかお伺いいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

直近の5年間でございますと、平成24年度末残高は7億7,005万4,000円、平成25年度末残高9億5,175万4,000円、平成26年度末残高8億7,617万8,000円、平成27年度末残高9億1,751万8,000円、平成28年度末残高見込み8億340万1,000円でございます。

以上でございます。

○小川直志議長 8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 過去5年間の推移で、8億から9億で推移をしているかなというところですが、下水道整備基金自体どの程度必要なものとお考えかお伺いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

石井水処理センターには数多くの施設がございまして、一度の修繕に数億円を要するようなものもございますことから、過去の議会におきまして、10億円を目安に管理させていただきたいとご答弁申し上げた経緯がございます。

以上でございます。

○小川直志議長 8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 次に、下水道使用料の考え方についてでございます。下水道事業運営審議会において、4回にわたる審議を重ね、本年8月10日付で下水道使用料についての答申が示されました。今回の使用料の改定は、この審議会答申を尊重し、改定を行うものと認識しておりますが、この内容についてお伺いをいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

下水道使用料の改定につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業運営審議会条例第2条第1項の規定に基づきまして、本年4月に管理者が、下水道使用料に関することについて同審議会へ諮問しまし

て、本年8月10日付で答申をいただきました。

答申の主な内容でございますが、受益者の負担増大に配慮しつつも、下水道事業の適正な運営のために下水道使用料の増額改定もやむを得との意見に基づき、算定期間を平成29年度から32年度までの4年間とし、官公署、学校用使用料体系の廃止や基本使用水量に付与しておりました基本使用水量の廃止等を基本に、国の報告書にあります、使用料単価1立米当たり150円とした場合の目標充当率85.7%、平均改定率15.7%とする改定案が出されたところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 国の報告書にある使用料単価1立米当たり150円としたときに、平均改定率15.7%とする改定案が出されたということで、審議会においても、総務省自治財政局地域企業経営企画室からの今後の下水道財政のあり方に関する研究会報告書に示されている使用水量設定として、使用料の改定を行うべきと考えたと。今回の使用水量改定になったことが答申のもとで、使用料の単価の考え方という項目を読むとわかるわけですが、**「受益者負担の原則に基づき、経費回収率が100%となるよう下水道使用料を設定すべきであるが、急激な値上げではなく」**とあります。

総務省の今後の下水道財政のあり方に関する研究会報告書は、下水道財政研究委員会の提言に基づくものと認識をしているところですが、この下水道財政研究委員会、第1次から第5次までの提言が出されております。提言には、経費回収率100%を示すものは、私の見る限りなかったと。そして、下水道財政のあり方に関する報告書でも、同様に、そうした記述はなかったと考えております。

その点でいえば、運営審議会独自の考えとも受け取れるというような状況と考えるところですが、本議案は運営審議会の答申を尊重し、使用料改定を行うとしておりますが、将来的に答申に明記されているように、経費回収率100%となるよう目指していくのか考えをお伺いします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

下水道事業の健全な運営を図るため、受益者負担の原則に基づき、汚水処理費を100%使用料で賄うことが原則でございますが、今回経費回収率100%となるよう改正を行った場合、平均改定率は約34%となりまして、使用者の負担が増大し、市民生活に大きく影響することが予想されることから、審議会の答申のとおり、急激な値上げではなく、まずは月20立米使用して3,000円、1立米に換算して1立米150円で算定された経費改修率を目標とすることが適切であると考えたところでございます。

今後につきましては、審議会へ諮問、また議会へも相談させていただいて、決定をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 受益者負担の原則に基づいて、汚水処理費を100%使用料で賄うことが理想であるが、激変緩和という答弁。

今後の下水道財政のあり方に関する研究会の報告、その論点整理という資料がありますが、この第3章、今後の下水道財政のあり方、今後の公費負担についての考え方というところでは、「汚水資本費

を全て使用料で回収することは困難な状況にあり、汚水資本費にかかわる公費負担の必要性は依然として高いものと考えられる」。1次財研、5次財研の提言を踏まえつつ、より現状に即した合理性の高い公費負担を検討する必要があるのではないかとしております。

下水道財政研究委員会、第3次財研では、下水道の整備はナショナルミニマム、いわゆる国家が国民に保障する最低限の生活を営むために必要な基準、こういう位置づけがとられています。その後、第4次財研では、公的役割に留意しつつ、利用者負担をあわせ強めることが適当であると変更がされましたが、そうした経緯からしても、汚水処理費を全額利用者の使用料で賄うことが理想とは考えられないと私は思うわけですが、今後の使用料改定についても、こうした答申を尊重して改定を行っていく考えなのかお伺いをいたします。

○小川直志議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○小川直志議長 再開いたします。

高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

ただいまご質問にありました資本費につきましては、そのうち3割につきましては公費負担とさせていただいているところでございます。なお、今後の改定に当たりましては、できるだけ市民の声を反映させたものとなりますよう、審議会の答申を尊重いたしまして、あわせて議会のほうへもご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 以上で通告による質問は終わりますが、ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番(齊藤芳久議員) 7番、齊藤芳久です。議案第25号につきまして3点ほど質疑させていただきます。

まず、1点目として、現在下水道組合のほうで経費削減並びに不明水対策をどのように行っているかということで1点目にお伺いいたします。

2点目については、本来100%必要な経費を現在75.8%であるわけです。それを86.3%まで上げていくということの残りを公費負担で行っているということ、下水道を使っている市民にどのような方法かで周知しているのかどうか。公費負担があるのですよという部分を周知しているのかということで、2点目にお伺いしたいと思います。

3点目につきましては、約143億ある下水道組合の公債費について、その今後の考え方について、その3点をお尋ねします。

初めに、経費削減の方法と、それから不明水対策をどのようにしているかについてお尋ねいたします。

○小川直志議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○小川直志議長 再開いたします。

宇津木次長、答弁。

○宇津木優明次長 ご質問のまず経費削減の関係でございますが、本組合におきましては、まず人件費の抑制、それにつきましては、平成6年がピーク時で58名おりました職員を平成27年度では38名、約20人の減少でございます。それから、元利償還金の関係でございますが、こちらにつきましては、国のほうの公的資金の補償金免除繰上償還制度、こちらを活用いたしまして、利率の高い起債のほうの借りかえを行ってございます。その点で約1億5,000万円利息のほうの軽減を図ってございます。その他下水道施設の維持管理につきましては、事後的管理、壊れてから直すというよりも予防的保全型管理、そういうものへなるべく移行いたしまして、なるべく経費を少なく抑えた修繕のほうを目指しているところでございます。主な経費の削減については、以上のような内容でございます。

それと、2点目の不明水の関係でございますが、過去に行った対策といたしましては、浸入水の防止対策工事といたしまして、人孔及び管渠の目地の部分の補修工事のほか、管渠の長寿命化を目的といたしまして改築工事のほうを実施しております。また、職員の戸別訪問によりまして、各家庭の雨どいの汚水ますへ誤接続するような部分の改善指導といったような、なるべく不明水をふやさない対策のほうの実施もしております。また、平成27年度には、職員におきまして、不明水対策検討部会のほうを設置いたしまして、今後どのように不明水の対策を行っていくかというような検討もしているところでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 7番、齊藤議員。

○7番（齊藤芳久議員） 通告してありませんので、それ以上は聞きませんけれども、2番目に関して、いわゆる市民への周知という部分ですけれども、いわゆる水道料金については、先ほどお話が出ましたけれども、調整区域の方も水道料金表は行っています。それと同時に、下水道を使っている方は、水道と下水、両方の請求書と領収書みたいなのが届いているわけですが、そういう中において、下水の皆さんには、今25%の税の負担をしているということは特別書いてないと思うのですけれども、そういう点についての今後の周知、そういうものはどういうふうに考えているかについてお尋ねいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

公費負担に伴う周知につきましては、審議会の会議録につきまして、組合のホームページのほうにアップをさせていただいております。その中で、税負担が何%であるというようなことの記載もあるところでございます。また、今回のこの議案がご議決いただきましたならば、市民の方の周知といたしまして、広報への掲載であるとか、チラシの配布をして周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 7番、齊藤議員。

○7番（齊藤芳久議員） そういう状況であると思います。今現在使われている人たちが25%の税負担であるということ、使いながらも周知していない現状があるということも十分に市民に知らせていただいて、今回もし改正になった場合においても、なおかつ15%の市税負担があるということ、調整区域、私どもの調整区域から見れば、不公平な税制だという考え方も出てきても当然かなという部分もあります。

3番目のいわゆる公費残高の今後の考え方についてお尋ねいたします。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

公債費の残高につきましては、組合といたしましては繰上償還等を積極的に活用していきたいところではございますが、繰上償還にもいろいろ条件がございます、今のところ組合はその条件に合致しておりませんので、今後そういった動向も注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔「終わりです」の声〕

○小川直志議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田克彦です。議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場から討論します。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合は、使用料金を平成22年度に37.2%の大幅な値上げを強行したにもかかわらず、今回また15.7%も引き上げをしようとしております。とても許せるものではありません。言うまでもなく坂戸、鶴ヶ島下水道組合の下水道料金は、坂戸、鶴ヶ島市民の公共料金であり、両市の一般会計からの拠出は当然であります。

この値上げ条例の提案理由に、負担の公平化を挙げています。公共下水道対象区域は市街化区域です。両市の固定資産税は合計で88億円です。この大半以上は市街化区域のものです。そして、市街化区域住民だけにかかる都市計画税は、両市で11億8,000万円もあります。さらに、当組合の下水道をつなぐときには、個々の世帯は接続負担金及び宅地面積に応じた相当額の負担金を払っています。こうしたことから、両市には、市街化地域に住む方々にこれ以上の負担を求めることは許されません。

当組合は、管轄を受ける総務省の下水道料金適正化総経費の85%は下水道料金に転嫁すべきの方針に唯々諾々と従っています。どっちを向いているのか。坂戸、鶴ヶ島の市民に顔を向けるべきです。

国への補助金引き上げを要請することもなく、大幅な値上げを行おうとしています。引き上げの理由に不明水があり、その処理にお金がかかると主張していますが、有収水率は78.2%です。すなわち21.8%が不明水です。この経費を市民負担にしようとしておりますが、この不明水の原因は、雨水の浸入、雨水管との誤接などがあると言いますが、接続業者は組合指定業者であり、市民の責任を問われることは一切あ

りません。不明水を経費として市民負担に求めることは、絶対にやってはいけないことであります。

さらに、当組合には2つの処理場があり、経費がかかるからといったことを挙げていますが、両市民には関係のないものであり、当組合の責任問題であります。また、公共下水道の進展は喜ばしいことですが、個々の市民には遠くの地域の下水開発費まで背負わなければならない理由は見つけることはできません。この点でも答弁ができています。

基金が8億円ある。5年間続けて8億円台があるわけであります。余裕財源を持っております。さらに、この値上げによって、埼玉県下55の事業所中、現在21番目の高さなのに、この値上げで10番目の高さになります。鶴ヶ島市地域内に、20トン使用で700円以上も安い地域が混在しているという矛盾もあります。こうしたことに今までの論理では答弁不能であります。これらの理由だけでも下水道料金の引き上げは許されません。

市民の貧困化は、非正規就業者の拡大、給料の抑制、年金の引き下げなど想像以上のものです。こうした論点を崩す根拠がない限り、議員諸氏はかかる議案に反対すべきであります。それが市民の負託に応える議員の役割です。このたびの値上げは認められません。強く撤回を求めて反対討論とします。

○小川直志議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、杉田議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例の件につきまして、賛成の立場での討論を行います。

現行の下水道料金につきましては、平成22年度の改正以降6年間改正はなされず、この間、厳しい財政状況の中で、効率的な運営を図り、努力してきたものと考えております。また、下水道使用料収入につきましては、人口減少や節水機器の普及などにより、微減傾向になる見込みであります。

このような状況の中、本組合では経営努力や経費節減に努めてこられました。経費節減だけでは下水道事業財政の厳しい経営状況に対処することが困難となっており、また現下の社会情勢などを考慮すること、そして独立採算の理念からも、整備地域の住民の税金からの一部を賄っている構成市負担金からのさらなる多額の補填は困難な状況であります。したがって、本組合の下水道事業を健全化し、事業を安定的に継続するために下水道料金の改定が必要であると考えます。

一方、下水道事業運営審議会においては、下水道事業の運営について及び下水道使用料についてを、管理者からの諮問を受け、現行使用料の検討が必要であるとのことであります。ここでは官公署、学校用使用料体系の廃止、基本使用水量の廃止や、使用料の単価を1立方メートル当たり150円等にすべきとの答申がなされました。そして、この審議会の答申は、本組合の下水道事業運営を改善していこう、市民あるいは住民の不公平感を改善していこうという思いから生まれたもので、本議会においても重んじるべき住民、市民の声であると考えます。

以上のことから、今回の改正につきましては、厳しい社会経済情勢ではありますが、算定期間を平成29年度から平成32年度までの4年間とした中の本案は、国が妥当な水準としている使用料単価を基礎としていることから、利用者に対し、本組合の財政状況に見合った負担を求めるものであり、市民、住民の声を反映した必要かつ妥当な改正であると理解をし、本案に対する私の賛成の討論といたします。

以上です。

○小川直志議長 ほかにありますか。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、鈴木議員。

○8番（鈴木友之議員） 8番、鈴木友之です。ただいま議題となっております議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、下水道事業運営審議会の答申を尊重し、平均改定率15.7%の引き上げを行うものです。使用料単価の考え方では、下水道使用料収入の不足分は構成市からの負担金で補い続けることは、他の行政サービスに影響を及ぼすとして、独立採算制により運営されるべきとしております。しかし、下水道の使用料は公共料金であり、社会情勢や市民生活に配慮した上で慎重に行われるべきものです。市街化区域の住民に係る都市計画税や受益者負担金などの相当額の負担を払っております。

下水道財政研究委員会第3次では、河川、道路等のほかの基幹的な公共施設と同様、その建設については、原則として公費負担とすることが妥当であると提言がされ、下水道の整備はナショナルミニマムと位置づけられた経緯もあることから、法的責任の強い事業であることは明らかです。総務省の報告書の使用料設定ただ従うだけではなく、国への補助金引き上げ等の要請などがあってしかるべきと考えます。

先週新たに発表された日本銀行の全国企業短期経済観測調査では、大企業製造が1年ぶりに改善したものの先行きの見通しは、製造業、非製造業とも悪化を予測し、依然不安定なことが明らかとなりました。消費の不振が長引いて、企業の活動にも影響をしていることが浮き彫りになっております。一連の経済市況で顕著なのは、安倍政権の発足から4年近くたっても、勤労者などの国民収入は改善せず、国内総生産の6割を占める個人消費が低迷を続け、日本経済全体を示すGDPの統計では、個人消費の伸びも0.3%と悪化しているのが現状です。市民を取り巻く状況は、非正規雇用の拡大とともに、所得の低下、高齢者への課税強化、年金の引き下げなどのもとで、使用水量の節約など涙ぐましい努力が行われております。

こうした社会情勢の中で、平成22年度には市民の意見を聞くことなく37.2%の値上げを行い、そして今回料金改定で15.7%もの値上げを行うことは、現在の市民生活の実態を考えると容認することは到底できません。

以上を申し述べ、本案の反対討論といたします。

○小川直志議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

3番、内田議員。

○3番（内田達浩議員） 3番、内田達浩です。議案第25号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本組合は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共用水域における水質の保全を図るべく昭和43年度に組織されましたが、当時から下水道事業の経理、財務に関しては、地方財政法及び同法施行令等により独立採算制の原則が、また下水道財政研究委員会提言等により雨水公費、汚水私費の原則、つまり汚水処理費についての受益者負担の原則が示されおりました。

本組合では、それらの原則に従い、汚水処理に係る事業費を下水道使用料収入で賄うため、昭和47年の下水道使用料の徴収開始以来、数回使用料改定を実施してきましたが、平成27年度決算においても経費回収率は75.8%であり、不足分の24.2%を構成市負担にて補填をしており、独立採算にはまだ遠いのが現状

です。これは、言いかえれば、下水道使用者が排除した汚水の処理のために、下水道未整備地区に住む市民の納める税金が使われているという市民負担の不公平を生じているわけですから、受益者負担で費用を負担するように、できる限り解消に努めることが必要であると考えます。

本案は、来年6月1日からの下水道使用料を使用料単価1立方当たり150円を目標とし、全体改定率15.7%の改定をするものであります。この場合の目標充当率は86.3%ということで、100%には届きませんが、政府は景気判断を「緩やかな回復基調が続いている」とするものの、市民の家計はまだまだ厳しい状況であり、使用者の方々への経済的影響を勘案し、以前から事務局の示していた1カ月3,000円、単価1立方当たり150円としたことで激変緩和を考慮したことは評価すべきと考えます。

以上のことから、本案は、本組合下水道事業の課題を解決するため、また市民の生活や安全を将来にわたって守るために必要かつ妥当な改定であると考え、本案に対する私の賛成討論といたします。

○小川直志議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○小川直志議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時45分

○小川直志議長 再開いたします。

次に、日程第7、議案第26号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、杉田議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第26号 平成28年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）について、1点のみ質疑を行います。

減額補正ということでございまして、この内容と理由をお聞かせください。

○小川直志議長 高山副参与、答弁。

○高山 淳副参与 お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づきます月例給及び勤勉手当の引き上げと、職員の人事異動等に伴いまして人件費を調整するという、2つの理由から提案をさせていただいたものでございます。人事院勧告に基づく給料及び職員手当につきましては、平均改定率0.17%の増額であります、人事

異動等による調整では、再任用職員が減員となったこと、それから新採用職員1名が年度途中からの採用となったことによる減額分のほうが上回ったため、減額での補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○小川直志議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○小川直志議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○小川直志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○小川直志議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は1人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

質問を許します。

11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 11番の高田克彦でございます。ただいまから一般質問を行います。2点にわたります。

1、「下水道事業推進協議会にどう臨むか」と題したものであります。係る協議会は、この11月25日に結成されたと聞きます。坂戸、鶴ヶ島下水道組合も参加すると思われます。当組合の下水道料金値上げは、こうした動きの結論を待った上でもよかったと思われます。先駆けて料金を値上げした単独公共下水道組合として参加することは許されません。さまざまな背景があるとしても、一番肝心なことは、下水道事業は公共事業であること、県、国の事業に対する補助金を含めた援助枠を拡大することです。

(1)、どのような立場で臨むかお尋ねします。

2つ目、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の今回の不祥事に、当坂戸、鶴ヶ島下水道組合はどう対応しようとするかという質問であります。坂戸、鶴ヶ島水道企業団の今回の不祥事は、業者と職員である被疑者がなれ合い、業者からの金品を授受したことです。他人事ではありません。市民の怒りは相当なものです。職員の管理監督の責任は管理者にあります。

(1)、当組合で、この3年間で発注額1,000万円を超え、連続して同じ業者が受注している事例を挙げていただきたい。

(2)、この3年間で落札率が90%を超える事例を挙げていただきたい。

(3)、職員の管理監督をどう図っていくか、1回目の質問といたします。

○小川直志議長 加藤事務局長、答弁。

○加藤裕之事務局長 初めに、1の(1)の関係でございますが、平成27年の下水道法改正により、法第31条の4の2団体以上の公共下水道管理者は、「それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うため、協議会を組織することができる」との規定に基づきまして、埼玉県、市町村、公益財団法人埼玉県下水道公社の計61団体を会員とする下水道事業推進協議が11月25日に設立されたところでございます。

協議会の設立趣意書では、埼玉県の下水道普及率は昭和40年の5%から50年間で約80%に達し、この間に建設された施設の老朽化に伴う計画的な修繕や更新の実施、大規模地震を踏まえた耐震化の推進、下水汚泥の再利用などの課題を、限られた人員と財源により適切に対応する必要がある一方、人口減少社会の進展や節水技術の向上により、下水処理量の低下に伴う使用料収入の減少も見込まれております。このようなことを踏まえ、今後安定的に下水道事業を展開していくためには、流域下水道を所管する県と公共下水道を運営する市町村、下水道施設の維持管理を行う公益財団法人埼玉県下水道公社が一層連携し、下水道事業の現状、課題について共通の認識を持ち、今後の対応方法を研究、検討していく場として創設されたものでございます。

単独公共下水道で運営しております当組合におきましても、この趣旨に賛同し、積極的に参加することとし、他団体とともに諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2の(1)の関係でございますが、平成25年度から27年度までに、入札執行により契約を締結いたしました、管渠布設工事及び舗装復旧工事を対象にお答えいたします。連続して同業者が受注しました件数につきましては、平成25年度が1社が3件、平成26年度が3社が2件ずつ受注しており、平成27年度は該当はございませんでした。

同じ年度に複数の工事を受注した業者が存在する理由といたしましては、全て入札日が異なる一般競争入札で、複数業者が最低制限価格で応札した結果、くじ引きで落札者を決定したものでありまして、入札の透明性や公平性は確保されているものと考えております。

次に、(2)の関係でございますが、(1)と同様に、1,000万円以上で管渠布設工事及び舗装復旧工事を対象にお答えをいたします。落札率が90%を超えている件数につきましては、平成25年度が16件中5件、率にして31.2%、平成26年度が21件中4件、率にして19%、平成27年度が19件中3件、率にして15.8%でございます。

次に、(3)の関係でございますが、水道企業団職員による不祥事が報道された直後、課長会議を開催し綱紀粛正の徹底を指示し、全職員に周知の徹底を図っております。また、全職員を対象に聞き取りのための面談を実施いたしました。その結果、組合職員の関与は認められず、本件以外の事案も確認されませんでした。今後も引き続き、公務員として法令の遵守、倫理の徹底、綱紀粛正につきまして職員に対し指導するとともに、この不祥事を教訓として、組合といたしまして不祥事の未然防止に努めてまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） 再質問を行わせていただきます。

まず、1点目についてであります。私は下水道料金の値上げの論理でも感じていることですが、国の補助率を上げるということが何よりも必要なことではないかな。こうした坂戸、鶴ヶ島下水道組合が下水道事業推進協議会に参加していく立場として、この点を、ただ情報交換とか、他の流域下水道自治体あるいは単独処理をしている組合、こうしたものの情報交換とか、そういうことにとどまってはならないと。やはり国の公共下水道の事業に対する補助及び補助率の引き上げ、これを、参加するには強く構えを持っていくべきではないかと思いますが、再度ご答弁願います。

○小川直志議長 加藤事務局長、答弁。

○加藤裕之事務局長 お答えいたします。

1月に分科会が発足する予定でございますので、担当分科会によりまして、研究検討の中で協議内容になった場合には強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小川直志議長 11番、高田議員。

○11番（高田克彦議員） なった場合にではなく、積極的にそうした視点で論議を主導していくぐらいの構えを持って参加してもらいたいと、このように願います。

続いて、2つ目に入ります。今回の水道企業団の不祥事、まことに遺憾なことで、しかも1回目の逮捕容疑以外に、2回目にさらに拡大して起訴される可能性が、もう間もなく、あしたですか、には新聞発表されるのではないかなと思います。こうした職員がいたことは実に残念であって、下水道組合には、まさかそういう方はいないと思いますが、この点について、綱紀粛正を本当に願うわけです。そのご本人の人生が破滅してしまうばかりではなくて、その職員を出した組織、壊滅的なやはり打撃を受ける。市民はもとより、国民的に批判されるわけです。こういうことがあってはならないと。心から下水道組合においては、ないことを強く望むと同時に、管理監督を今後とも一生懸命努めていただきたい。こういう事件が起こらない仕組みをぜひつくっていただきたい。このことを要望して終わります。

○小川直志議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長の挨拶

○小川直志議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には早朝からお集まりいただきまして、各議案に対しまして慎重なるご討議をいただきまして、まことにありがとうございました。ご議決をいただきましたこと、本当にありがとうございます。また、議事進行につきましてご協力を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

今後とも本組合のためにご精励を賜りますことをお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。  
ありがとうございました。



**◎管理者の挨拶**

○小川直志議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 慎重ご審議をいただき、全ての議案に可決をいただきました。まことにありがとうございます。

これから寒さもますます厳しくなりますので、健康に十分ご留意をいただき、来る年が皆様方にとりまして素晴らしい年になりますようご祈念申し上げまして、御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午前11時58分)

○小川直志議長 これをもちまして、平成28年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

お疲れさまでした。